

第145期 中間決算公告

平成18年12月26日

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社紀陽銀行
取締役頭取 片山 博臣
(旧株式会社和歌山銀行分)

第145期中(平成18年9月30日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|-----------------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 84,117 | 預 金 | 326,028 |
| 有価証券 | 38,390 | 借 用 金 | 5,000 |
| 貸出金 | 224,919 | 外 国 為 替 | 15 |
| 外国為替 | 124 | そ の 他 負 債 | 1,251 |
| その他資産 | 1,307 | 賞 与 引 当 金 | 111 |
| 有形固定資産 | 2,830 | 再評価に係る繰延税金負債 | 330 |
| 無形固定資産 | 40 | 支 払 承 諾 | 944 |
| 繰延税金資産 | 2,956 | 負 債 の 部 合 計 | 333,681 |
| 支払承諾見返 | 944 | (純資産の部) | |
| 貸倒引当金 | 12,716 | 資 本 金 | 17,268 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 4,992 |
| | | 資 本 準 備 金 | 4,992 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 12,276 |
| | | 利 益 準 備 金 | 102 |
| | | その他利益剰余金 | 12,378 |
| | | 別 途 積 立 金 | 200 |
| | | 繰越利益剰余金 | 12,578 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 9,985 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,156 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 406 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 750 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 9,234 |
| 資 産 の 部 合 計 | 342,916 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 342,916 |

中間貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

その他有価証券で時価のあるものうち株式については、従来、中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づき評価しておりましたが、株式会社紀陽銀行との合併を控え、同行と会計処理を統一するため、中間決算日の市場価格に基づく時価により評価しております。ただし、評価方法を変更したことによる純資産への影響はございません。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～39年

動 産 4年～15年

6．新株発行費は支出時に資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。

7．外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額か

ら担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,543百万円であり
ます。

- 9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 10．退職給付引当金は、退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。これに伴う影響額は、特別損失として341百万円計上しております。
- 11．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 12．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 13．関係会社の株式総額 144百万円
- 14．有形固定資産の減価償却累計額 5,266百万円
- 15．有形固定資産の圧縮記帳額 68百万円
- 16．貸出金のうち、破綻先債権額は964百万円、延滞債権額は23,887百万円であり
ます。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 17．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3
月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 18．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,919百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし
て、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有
利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に
該当しないものであります。
- 19．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の
合計額は28,781百万円であります。
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 20．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理して
おります。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由
に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,420百万円であります。
- 21．為替決済、手形交換決済等の取引の担保として、有価証券16,424百万円、預け

金271百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は222百万円であります。

- 22．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

- 23．借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

24．1株当たりの純資産額 236円87銭

- 25．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 | 中間貸借対照表 計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
|-----|--------|----------------|-------|-----|-------|
| 株式 | 105百万円 | 89百万円 | 16百万円 | 百万円 | 16百万円 |
| 債券 | 32,368 | 32,103 | 265 | 146 | 411 |
| 国債 | 27,113 | 26,933 | 180 | 143 | 323 |
| 地方債 | 2,226 | 2,225 | 1 | | 1 |
| 社債 | 3,027 | 2,943 | 83 | 2 | 86 |
| その他 | 6,210 | 5,335 | 874 | 3 | 878 |
| 合計 | 38,684 | 37,527 | 1,156 | 150 | 1,307 |

- 26．時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 中間貸借対照表計上額 |
|---------------------|------------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | |
| 子会社・子法人等株式 | 55百万円 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 808百万円 |

- 27．株式会社紀陽銀行との合併を控え、当中間会計期間中に合併後の資金運用方針を勘案し、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）第83項により、保有するすべての満期保有目的の債券21,172百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が783百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」が783百万円減少しております。

28．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,228百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが3,728百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|----------------|-----------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 14,189百万円 |
| 減価償却超過額 | 94 |
| その他 | 1,160 |
| 繰延税金資産小計 | 15,444 |
| 評価性引当額 | 12,488 |
| 繰延税金資産合計 | 2,956 |
| 繰延税金負債合計 | |
| 繰延税金資産の純額 | 2,956百万円 |

30．「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は9,234百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処理損失」

は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

31. 単体自己資本比率（国内基準） 10.16%

重要な後発事象

当行は、平成 18 年 6 月 29 日に開催された第 144 期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年 10 月 10 日をもって株式会社紀陽銀行と合併し、株式会社紀陽銀行に資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

合併の相手会社の名称：株式会社紀陽銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合の法的形式

株式会社紀陽銀行を存続会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽銀行

(4) 合併の目的

当行と株式会社紀陽銀行は、経営統合の第 1 フェーズである両行の持株会社「株式会社紀陽ホールディングス」の設立を終え、統合シナジー効果をより早期に実現するための第 2 フェーズとなる「両行合併」を進めるため、システム統合や店舗統廃合等の準備をまいりました。

持株会社体制の下、両行は、合併により更なる経営の効率化を図るとともに、経営資源の集約と再配分を行い、統合シナジーを最大限に実現することにより更なる収益力の強化を図り、強固な財務体質を構築し、地域に盤石な経営基盤をもつ地方銀行として、地域の皆様から強い信頼と支持をいただくとともに、高品質で多様な総合金融サービスを提供してまいります。

(5) 合併期日

平成 18 年 10 月 10 日

(6) 合併比率

株式会社紀陽銀行は、本合併に際して、普通株式 98,192,850 株を発行し、両行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスが所有する当行の普通株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 0.35 株の割合、当行の第 1 回優先株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 0.875 株の割合、当行の第 2 回優先株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 1.4 株の割合、当行の第 3 回優先株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 2.1 株の割合をもって割当交付いたしました。

第145期中

〔 平成18年4月 1日 から
平成18年9月30日 まで 〕 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-----------|-------|
| 経 常 収 益 | | 4,744 |
| 資 金 運 用 収 益 | 3,955 | |
| (うち貸出金利息) | (3,468) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (441) | |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 576 | |
| そ の 他 業 務 収 益 | 111 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | 100 | |
| 経 常 費 用 | | 5,164 |
| 資 金 調 達 費 用 | 259 | |
| (うち預金利息) | (182) | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 487 | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 170 | |
| 営 業 経 費 費 用 | 3,175 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | 1,071 | |
| 経 常 損 失 | | 420 |
| 特 別 利 益 | | 1,177 |
| 特 別 損 失 | | 2,830 |
| 税 引 前 中 間 純 損 失 | | 2,073 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 11 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 918 |
| 中 間 純 損 失 | | 1,167 |

中間損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純損失金額 18円83銭

3．「その他経常費用」には、貸出金償却942百万円を含んでおります。

4．「特別利益」には、償却債権取立益1,040百万円、貸倒引当金戻入益125百万円を含んでおります。

5．「特別損失」には、早期退職者の退職金特別加算金147百万円、退職金制度の清算に係る最終積立基準額の不足分341百万円が含まれております。

また、以下の資産グループについて、紀陽銀行との統合により、使用目的を変更するため地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったこと及び使用を中止することに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,331百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------|----------------|---------|----------|
| 和歌山県内 | 遊休資産 | 所有土地 | 11百万円 |
| 〃 | 営業用店舗 | 事業用土地 | 688百万円 |
| 〃 | 営業用店舗 | 事業用建物 | 363百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | 事業用動産 | 151百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | ソフトウェア等 | 404百万円 |
| 大阪府内 | 営業用店舗 | 事業用土地 | 334百万円 |
| 〃 | 営業用店舗 | 事業用建物 | 82百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | 事業用動産 | 36百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | ソフトウェア等 | 1百万円 |
| 奈良県内 | 営業用店舗 | 事業用建物 | 38百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | 事業用動産 | 12百万円 |
| | リース契約解除に伴う違約金等 | | 207百万円 |
| 合計 | | | 2,331百万円 |

当行は、管理会計上において継続的な収支の把握を行っている最小区分単位である各営業店、遊休資産について各資産をグルーピングの単位としております。また、本部、事務センター、社宅、厚生施設等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑定評価基準」等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 2 社
和銀ビジネスサービス株式会社
和歌山銀カード株式会社

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次の通りです。
9月末日 2社

(4) 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんについては、5年間の均等償却を行なっております。

(平成18年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------|---------|--------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 84,118 | 預金 | 325,965 |
| 有価証券 | 38,398 | 借入金 | 5,000 |
| 貸出金 | 225,466 | 外国為替 | 15 |
| 外国為替 | 124 | その他負債 | 1,478 |
| その他資産 | 1,551 | 賞与引当金 | 112 |
| 有形固定資産 | 2,836 | 退職給付引当金 | 5 |
| 無形固定資産 | 42 | 再評価に係る繰延税金負債 | 330 |
| 繰延税金資産 | 2,985 | 負ののれん | 3 |
| 支払承諾見返 | 944 | 支払承諾 | 944 |
| 貸倒引当金 | 13,133 | 負債の部合計 | 333,855 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資本金 | 17,268 |
| | | 資本剰余金 | 4,992 |
| | | 利益剰余金 | 12,239 |
| | | 株主資本合計 | 10,022 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,156 |
| | | 土地再評価差額金 | 406 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 750 |
| | | 少数株主持分 | 207 |
| | | 純資産の部合計 | 9,479 |
| 資産の部合計 | 343,334 | 負債及び純資産の部合計 | 343,334 |

中間連結貸借対照表の注記

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

その他有価証券で時価のあるもののうち株式については、従来、中間連結決算日前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づき評価しておりましたが、株式会社紀陽銀行との合併を控え、同行と会計処理を統一するため、中間連結決算日の市場価格に基づく時価により評価しております。ただし、評価方法を変更したことによる純資産への影響はございません。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5 . 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10 年～39 年

動 産 4 年～15 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

6 . 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

7 . 新株発行費は支出時に資産として計上し、3 年間の均等償却を行っております。

8 . 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9 . 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 27,543 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

11. 当行の退職給付引当金は、退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。これに伴う影響額は、特別損失として 341 百万円計上しております。

12. 当行のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 関係会社の株式総額（子会社の株式を除く） 151百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 5,288 百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 68 百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は978百万円、延滞債権額は24,045百万円でありま

す。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,921百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,965百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,420百万円であります。

22. 為替決済、手形交換決済等の取引の担保として、有価証券16,424百万円、預け金271百万円及びその他資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は240百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

24. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

25. 1株当たりの純資産額 236円27銭

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 | 中間連結貸借 | | 評価差額 | |
|-----|--------|--------|-------|------|-------|
| | | 対照表計上額 | | うち益 | うち損 |
| 株式 | 155百万円 | 139百万円 | 16百万円 | 百万円 | 16百万円 |
| 債券 | 32,368 | 32,103 | 265 | 146 | 411 |
| 国債 | 27,113 | 26,933 | 180 | 143 | 323 |
| 地方債 | 2,226 | 2,225 | 1 | | 1 |
| 社債 | 3,027 | 2,943 | 83 | 2 | 86 |
| その他 | 6,210 | 5,335 | 874 | 3 | 878 |
| 合計 | 38,734 | 37,577 | 1,156 | 150 | 1,307 |

なお、上記の評価差額に少数株主持分0百万円を加算した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

| 内容 | 中間連結貸借対照表計上額 |
|---------|--------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 820百万円 |

28. 株式会社紀陽銀行との合併を控え、当中間連結会計期間中に合併後の資金運用方針を勘案し、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）第83項により、保有するすべての満期保有目的の債券21,172百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が783百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」が783百万円減少しております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,697百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,197百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は

9,271百万円であります。

- (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

31. 連結自己資本比率（国内基準） 10.38%

重要な後発事象

当行は、平成 18 年 6 月 29 日に開催された第 144 期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年 10 月 10 日をもって株式会社紀陽銀行と合併し、株式会社紀陽銀行に資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

合併の相手会社の名称：株式会社紀陽銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合の法的形式

株式会社紀陽銀行を存続会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽銀行

(4) 合併の目的

当行と株式会社紀陽銀行は、経営統合の第 1 フェーズである両行の持株会社「株式会社紀陽ホールディングス」の設立を終え、統合シナジー効果をより早期に実現するための第 2 フェーズとなる「両行合併」を進めるため、システム統合や店舗統廃合等の準備をまいりました。

持株会社体制の下、両行は、合併により更なる経営の効率化を図るとともに、経営資源の集約と再配分を行い、統合シナジーを最大限に実現することにより更なる収益力の強化を図り、強固な財務体質を構築し、地域に盤石な経営基盤をもつ地方銀行として、地域の皆様から強い信頼と支持をいただくとともに、高品質で多様な総合金融サービスを提供してまいります。

(5) 合併期日

平成 18 年 10 月 10 日

(6) 合併比率

株式会社紀陽銀行は、本合併に際して、普通株式 98,192,850 株を発行し、両行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスが所有する当行の普通株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 0.35 株の割合、当行の第 1 回優先株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 0.875 株の割合、当行の第 2 回優先株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 1.4 株の割合、当行の第 3 回優先株式 1 株につき株式会社紀陽銀行の普通株式 2.1 株の割合をもって割当交付いたしました。

〔 平成18年4月 1日から
平成18年9月30日まで 〕

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|-----------|-------|
| 経常収益 | | 4,890 |
| 資金運用収益 | 4,069 | |
| (うち貸出金利息) | (3,582) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (442) | |
| 役員取引等収益 | 574 | |
| その他業務収益 | 111 | |
| その他経常収益 | 135 | |
| 経常費用 | | 5,235 |
| 資金調達費用 | 260 | |
| (うち預金利息) | (182) | |
| 役員取引等費用 | 469 | |
| その他業務費用 | 170 | |
| 営業経費 | 3,250 | |
| その他経常費用 | 1,085 | |
| 経常損失 | | 345 |
| 特別利益 | | 1,112 |
| 特別損失 | | 2,830 |
| 税金等調整前中間純損失 | | 2,062 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 30 |
| 法人税等調整額 | | 915 |
| 少数株主損失 | | 19 |
| 中間純損失 | | 1,158 |

中間連結損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純損失金額 18円68銭

3．「その他の経常費用」には、貸出金償却954百万円を含んでおります。

4．「特別利益」には、償却債権取立益1,040百万円、貸倒引当金戻入益60百万円を含んでおります。

5．「特別損失」には、当行における早期退職者の退職金特別加算金147百万円、退職金制度の清算に係る最終積立基準額の不足分341百万円が含まれております。

また、以下の資産グループについて、紀陽銀行との統合により、使用目的を変更するため地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったこと及び使用を中止することに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,331百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 場所 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------|----------------|---------|----------|
| 和歌山県内 | 遊休資産 | 所有土地 | 11百万円 |
| 〃 | 営業用店舗 | 事業用土地 | 688百万円 |
| 〃 | 営業用店舗 | 事業用建物 | 363百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | 事業用動産 | 151百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | ソフトウェア等 | 404百万円 |
| 大阪府内 | 営業用店舗 | 事業用土地 | 334百万円 |
| 〃 | 営業用店舗 | 事業用建物 | 82百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | 事業用動産 | 36百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | ソフトウェア等 | 1百万円 |
| 奈良県内 | 営業用店舗 | 事業用建物 | 38百万円 |
| 〃 | 事業用資産 | 事業用動産 | 12百万円 |
| | リース契約解除に伴う違約金等 | | 207百万円 |
| 合計 | | | 2,331百万円 |

当行は、管理会計上において継続的な収支の把握を行っている最小区分単位である各営業店、遊休資産について各資産をグルーピングの単位としております。また、本部、事務センター、社宅、厚生施設等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑定評価基準」等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。